

平成27年度 第9回庁議要旨

日時：平成27年8月6日（木）

午前9時～

会場：第3・第4委員会室

[審議事項]

1 字の区域を新たに画することについて（産業部）

県営ほ場整備事業（真野大谷地地区）の施行に伴い、事業区域内に存在する字を整理し、新たに画する。

(1) 主な内容

新旧対照表

(2) 今後の予定

- ・ 市議会平成27年第3回定例会に議案上程
- ・ 平成28年3月に権利者会議開催
- ・ 平成28年12月に換地処分登記完了

2 地区計画区域内における建築物の制限について（建設部）

整備が進められている被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内の新渡波西地区、新蛇田地区、新蛇田南地区、あけぼの北地区及び被災企業の移転先のひとつである津波防災拠点市街地形成事業施行地区内の須江地区について、健全な新市街地形成を推進し、秩序ある良好な街づくりを進めるため、市街化区域編入前に都市計画法による地区計画を導入し、建築物に関する制限を定める。

(1) 主な内容

石巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正、適用区域に新蛇田南地区、あけぼの北地区、須江地区を新たに追加し、新蛇田地区及び、新渡波西地区に次の制限を規定する。

地区の名称	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
	建築することができる建築物	容積率	敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限		建築物の高さの最高限度
低層住宅地区 A B C 他	(1) 一戸建ての住宅 (2) 巡査派出所、公衆電話所等 (3) 附属建築物 (4) 集会所（A、新渡波西B及びあけぼの北地区に限る） (5) 店舗、飲食店（新蛇田及び新渡波西B地区及び新蛇田南B地区に限る） (6) 老人ホーム、保育所等（B、C地区に限る） (7) 診療所（B、C地区に限る） (8) 共同住宅、寄宿舎、下宿（C地区に限る） (9) 学校（C地区に限る） (10) 老人福祉センター、児童厚生施設（C地区に限る） (11) 兼用住宅	8 / 10	巡査派出所、公衆電話所等公益上必要なものを除き あけぼの北 175㎡ 新蛇田南AB 195㎡ 新渡波西AB 185㎡	外壁等の面から全ての敷地境界線までの距離	1 m 以上	10 m

沿道業務地区 A B 他	(1) 一戸建ての住宅（新蛇田 B、新蛇田南、あけぼの北地区で敷地が指定道路等に接しないものに限る） (2) 兼用住宅、共同住宅、寄宿舎等 (3) 神社、寺院、教会 (4) 老人ホーム、保育所等 (5) 診療所 (6) 巡査派出所、公衆電話所等 (7) 病院 (8) 老人福祉センター等 (9) 店舗、飲食店、事務所等 (10) 展示場 (11) 工場（施行令第 130 条の 6 に掲げるものに限る） (12) 幼稚園（新渡波西地区に限る） (13) 附属建築物	—	新蛇田 あけぼの北 （戸建住宅に限る） 175 m ² 新蛇田南 （戸建住宅に限る） 195 m ²	外壁等の面から全ての敷地境界線までの距離	1 m 以上	20 m
復興公営住宅地区	(1) 共同住宅、長屋 (2) 集会所 (3) 巡査派出所、公衆電話所等 (4) 附属建築物 (5) 一戸建の住宅（新渡波地区、新渡波西地区に限る）	新蛇田南 あけぼの北 10 / 10	—	—	—	新蛇田南 あけぼの北 20 m
業務地区	(1) 巡査派出所、公衆電話等 (2) 店舗 (3) 事務所 (4) 工場 (5) 自動車修理工場 (6) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築基準法別表第 2（ぬ）項第二号で定めるものを除く） (7) 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条第 1 号、第 2 号、第 6 号に定める産業廃棄物の中間処理施設として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に係る設置の許可を要しない施設もしくは、同法施行令第 7 条第 8 号の 2 に定める施設に限る。） (8) 附属建築物（15 m ² をこえる畜舎を除く）	—	1,000 m ² （ただし、巡査派出所、公衆電話所等公益上必要なものを除く）	—	—	—

※容積率とは、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。

※新蛇田地区は低層住宅地区 A の区域を追加し、沿道業務地区を沿道業務地区 A、沿道業務地区 B に区分する。

※新渡波西地区は低層住宅地区 A の区域を追加し、新たに沿道業務地区を定める。

(2) 今後の予定

- ・ 平成 27 年 8 月 都市計画決定の告示（予定）
- ・ 平成 27 年 9 月 石巻市議会第 3 回定例会へ条例改正案提案（予定）
一部供給開始（予定） ※新蛇田、新渡波西地区は一部供給開始済

3 魚町一丁目及び魚町三丁目津波避難タワーの設置等について（総務部）

大宮町に続き、津波避難タワーを整備することにより、津波発生時における地域住民の安全と安心を図る。

(1) 主な内容

① 施設の名称及び位置

名 称	位 置
石巻市魚町一丁目津波避難タワー	石巻市魚町一丁目 3 番 7
石巻市魚町三丁目津波避難タワー	石巻市魚町三丁目 6 番 1

② 施設の構造等

① 名称	石巻市魚町一丁目 津波避難タワー	石巻市魚町三丁目 津波避難タワー
② 構造・階数等	鉄骨造・平屋建て (階段 2 か所設置)	同左
③ 高さ	17.25m (軒高 14.4m)	18.077m (軒高 14.4m)
④ 敷地面積	2,650 m ²	2,800 m ²
⑤ 建築面積	195.33 m ²	同左
⑥ 床面積	127.56 m ²	同左
⑦ 主な設備等	収納型ベンチ、簡易トイレ 2 か所、 移動パーテーション、太陽光パネ ル、蓄電装置、非常用簡易無線機、 入口自動解除キーボックス (震度 5 以上で作動) 等	同左
⑧ 収容可能人数	約 200 人 (うち居室部に約 100 人)	同左
⑨ その他	飲料水、食糧、防寒用ポンチョ、 簡易トイレ等の災害時備蓄品を配 備する。	同左

(2) 今後の予定

- ・ 平成 27 年 9 月 石巻市議会第 3 回定例会で石巻市津波避難タワー設置条例
一部改正を提案 (魚町一丁目・魚町三丁目タワー設置を規定)
- ・ 平成 27 年 11 月 30 日 両津波避難タワー完成予定
- ・ 平成 27 年 12 月 運用開始予定

[報告事項]

1 平成 28 年石巻市成人式について (教育委員会)

成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を行う。

(1) 主な内容

- ① 対象者 平成 7 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者で、石巻市に住所を有する者 (外国人も含む) 及び就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者。

② 日程・会場

地 区	会 場	日 時
桃 生	桃生公民館文化ホール	1 月 5 日 (火) 午後 2 時
河 南	遊楽館かなんホール	1 月 10 日 (日) 午前 11 時
北 上	北上中学校体育館	1 月 10 日 (日) 午前 11 時
石 巻	石巻専修大学体育館	1 月 10 日 (日) 午後 2 時
河 北	河北総合センター文化交流ホール	1 月 10 日 (日) 午後 2 時
雄 勝	総合支所仮庁舎 2 階会議室	1 月 10 日 (日) 午後 2 時

牡鹿	牡鹿中学校体育館	1月10日(日)午後2時
計	7会場	2日程

- ③ 式典内容 式典、祝賀演奏、地区ごとに趣向を凝らしたアトラクション。
(成人者の中から実行委員会を組織し、当日の受付、司会、アトラクション企画運営を行う。)

(2) 今後の予定

- ・ 市報いしのまき9月号へ掲載予定
- ・ 案内通知発送予定

石巻地区分 12月7日 案内通知【ハガキ】発送予定

各総合支所分 12月7日 案内通知【ハガキ】各総合支所に引き渡し予定

2 災害時等における棺等葬祭用品の供給及び遺体搬送等の協力に関する協定について(生活環境部)

災害発生時等において葬祭用品の調達と遺体搬送等を迅速に行うため、石巻葬祭サポート連絡協議会と協定を締結するもの。

(1) 協定内容

石巻市地域防災計画において想定する大規模な自然災害において、多数の死亡者が発生した際に、この協定により、石巻葬祭サポート連絡協議会に棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の要請を行うもの。

(2) 協定締結日

平成27年8月21日

[その他]

1 にっこり夕市の開催について(北上総合支所)

北上総合支所より、8月12日(水)に北上中学校にて「にっこり夕市」が開催される旨、周知があった。

2 遺体の集中捜索について(河北総合支所)

河北総合支所より、長面地区の水没していた100haの排水作業が完了したことに伴い、8月9日(日)午前8時から、石巻消防団河北地区団が主となり、集中捜索が行われることとなった旨、周知があった。

3 平成27年度石巻川開き祭りの実施状況について(産業部)

産業部より、滞りなく終了し、入込数22万6500人(震災前の約65%)であったとの報告及び職員の動員協力への御礼があった。

以上